

中華二千年史

卷五中（第一分冊）

鄧之誠著

中華二千年史

卷五(中)

第一分冊

鄧之誠著

中華書局

1983年·北京

目 錄

卷五 明清中

清世系(附帝系表).....	一
(一)順治之始基.....	四
(一)制度之粗定.....	四
(甲)沿用明制.....	四
(乙)定律例.....	六
(丙)定賦役全書.....	八
(丁)十三衙門.....	十
(戊)駐防.....	三
(2)政令之嚴急.....	四
(甲)剃髮.....	四
(乙)圈地.....	五
(丙)搜括.....	九
(3)督捕逃人.....	一
(甲)籠絡漢人.....	一
(甲)修明史.....	一
(乙)滿人習漢書.....	一
(丙)開科取士.....	一
(丁)徵隱逸.....	一
(戊)起用舊人.....	一
(4)財政之清理.....	七
(甲)免三餉.....	八
(乙)停貢獻.....	八
(丙)搜括.....	九

「兵餉」.....元
「奏銷案」.....元

(甲)懲食污.....古
(乙)抑黨爭.....古

(丙)減賦稅.....古
(丁)治黃河.....古

(戊)興捐納(附康熙捐敍事例簡表、雍乾以後實官捐納
事例簡表).....六

(一)三藩之平定.....三
(二)建藩及撤藩.....三

(丙)吳三桂之稱兵.....吳
(丁)南北之相持.....元

(戊)閩粵及西北之平定.....元

(己)三路之征南.....四

(庚)臺灣鄭氏之亡.....六

(辛)鄭成功之抗清.....六

(壬)鄭成功在臺灣之經營.....六

(癸)鄭經及鄭克塽之繼承.....六

(一一)康熙之統一.....三
(一二)康乾施政之張弛.....七

(一)內政.....一
(二)外政.....一
(三)對外政策.....一
(四)康雍間之國內外諸民族.....一
(一)康熙朝.....一
(甲)俄羅斯.....一

(乙) 喀爾喀	[四]	(六) 清之中衰	[112]
(丙) 準噶爾	[四]	(一) 政治之昏濁	[112]
(2) 雍正朝	[五]	(甲) 和珅之擅權	[112]
(甲) 青海	[五]	(乙) 鄂爾沁之跋扈	[112]
(乙) 準部	[五]	(丙) 財用之耗竭	[112]
(丙) 西藏	[五]	(甲) 南巡(附康乾南巡簡表)	[112]
(丁) 西南之改土歸流	[五]	(乙) 宮觀	[112]
(乙) 滇	[五]	(3) 風俗之敝	[112]
(五) 乾隆之「十全武功」	[七]	(甲) 欺蔽	[112]
(1) 準部	[七]	(乙) 迷信	[112]
(2) 回部	[七]	(4) 道光之衰運	[112]
(3) 金川	[八]	(甲) 曹穆之柄政(附道光朝旗員外任簡表)	[112]
(4) 鄭爾喀	[八]	(乙) 輸林之重用	[112]
(5) 纏甸	[九]	(丙) 黃河之爲患	[112]
(6) 安南	[九]	(丁) 張格爾之變	[112]
(7) 清之疆域(附清疆域簡表)	[九]		

(戊)生計之艱(附道光間人民起兵簡表).....三五

(七)人民之反抗.....三九

(1)乾隆時.....三九

(甲)王倫.....三九

(乙)蘇四十三及田五.....三九

(丙)苗.....三九

(丁)林爽文(附康熙以後臺民起兵簡表).....三七

(2)嘉慶時.....三七

(甲)川楚教軍(附川楚教軍抗戰簡表).....三七

(乙)蔡牽.....三五

(丙)八卦教.....三五

(3)道光時.....三五

(甲)瑤人.....三五

(乙)鍾人杰.....三一

(丙)李沅發.....三三

(八)鴉片戰爭.....三五

(1)清初之中西交通.....三五

(甲)天主教之盛行及禁止.....三五

(乙)海外貿易.....三五

「荷蘭」.....三五

「英吉利」.....三五

(2)禁煙始末.....三五

(甲)林則徐之禁煙(附道光十七年中外貿易簡表).....三五

(乙)烟價之轉轄.....三五

(丙)外商之禁運.....三五

(3)戰事之起.....三五

(甲)閩粵之守備.....三五

(乙)琦善之議和.....三五

(丙)三元里之殺敵.....三五

(丁)浙蘇之戰事.....三五

(4) 江寧議和	三四
(甲) 英艦之逼南京	三五
(乙) 江寧和約	三五
(5) 廣州入城交涉	三七
(甲) 粤民之拒英入城	三七
(乙) 廣州之陷落	三七
(6) 英法聯軍	三八
(甲) 換約之波折	三九
(乙) 北京之陷落	三九
(九) 太平天國	三七
(1) 軍事	三七
(甲) 金田起義	三九
(乙) 天京之奠定	三九
(丙) 北伐之失敗	四〇
(丁) 上游之攻取	四〇
(2) 制度	四〇
(甲) 官制	四〇
(乙) 兵制	四一
(丙) 律	四一
(丁) 舉服	四二
(戊) 曆法	四六
(己) 禮法	四六
(庚) 田賦	四六
(辛) 賦稅	四七
(壬) 科舉	四七
(3) 四方之響應	四八
(甲) 捫軍	四八
(戊) 石達開之西走	五九
(己) 東南之戰局	五九
(庚) 天京之陷落	六〇

中華二千年史 卷五

六

(乙) 苗敘.....
吳

(甲) 賠款.....
書

(丙) 杜文秀.....
閩

(乙) 兵費.....
書

(丁) 陝甘回民.....
閩

(丙) 瘟費.....
書

(戊) 四川藍季(附道咸同光間人民舉兵簡表).....
閩

(甲) 兵工.....
書

(十) 母后之臨朝.....
五四一

(十一) 維新之開始.....
五六八

(1) 禱祥之獄.....
西

(甲) 江南製造局.....
書

(2) 親貴之當權.....
西

(乙) 福州船廠.....
書

(甲) 恭王.....
西

(丙) 各省機器局.....
書

(乙) 醇王.....
西

(2) 交通.....
書

(丙) 禮王.....
西

(甲) 招商局.....
書

(丁) 廉王.....
西

(乙) 電報.....
書

(3) 督撫之樞重.....
西

(丙) 鐵路.....
書

(甲) 理財用人之自學.....
西

(丁) 郵政.....
書

(乙) 南北洋大臣之分設.....
西

(3) 教育.....
書

(4) 財政之支綱.....
西

(甲) 同文館.....
書

六九

(乙) 上海廣方言館廣東同文館 杏三

(丙) 派遣幼童出洋 杏三

「對法之宣戰」 奎

(丁) 北洋大學 杏七

(4) 磦業 杏七

(甲) 開平煤礦 杏七

(乙) 漢冶萍 杏三

(丙) 漢河金礦(附新法開採各礦簡表) 杏四

(5) 紡織 杏三

(甲) 繡絲 杏三

(2) 壓權辱國 杏七

(甲) 教案 杏七

(乙) 織布 杏四

(丙) 紡紗 杏五

(十二) 外患之迭乘 杏七

(1) 對外戰爭 杏七

(甲) 中法之戰 杏九

「法之侵越」 杏九

「古田教案」 杏九

「中國之備戰」 奎

「對法之宣戰」 奎

「中法和約」 奎

(乙) 中日之戰 奎

「天津條約」 奎

「對日宣戰」 奎

「中日和約」 奎

(2) 壓權辱國 奎

(甲) 教案 奎

「天津教案」 奎

「川省教育案」 奎

「蕪湖教案」 奎

「丹陽教案」 奎

「武穴教案」 奎

「古田教案」 奎

〔成都教案〕……………六〇

〔廣州灣〕……………六六

〔鉅野教案〕……………六〇

〔旅大轉讓〕……………六六

〔平羅教案〕……………六九

(內)勢力範圍……………六九

〔南昌教案〕……………六九

〔英國〕……………七〇

(乙)租借地……………六九

〔法國〕……………七一

〔膠澳〕……………六三

〔俄國〕……………七〇

〔旅順大連灣〕……………六四

〔德國〕……………七〇

〔九龍〕……………六五

〔日本〕……………七〇

〔威海衛〕……………六六

〔荷蘭〕……………七〇

中華二千年史(中國通史講義)

卷五 明清中

本編所引原書。對於少數民族及人民起義。有侮辱字樣。本應加以括弧。唯其數過多。為排字方便起見。一律省去。讀者諒之。

清世系

自太祖稱帝。明神宗萬曆四十四年至宣統帝遜位。一九一九年凡十二主。共二百九十六年。其自世祖入主中國至遜位。計十主。二百六十八年。

太祖姓愛新覺羅。愛新滿語金之意。名努爾哈赤。顯祖長子。於明神宗萬曆四十四年稱帝。國號金。建元天命。在位凡十一年。

太宗名皇太極。太祖第八子。嗣立。改元天聰。九八年改國號曰清。改元崇德。在位凡十七

年。

世祖名福臨。太宗第九子。嗣立。改元順治。遷都北京。四年在位凡十八年。

聖祖名玄燁。世祖第三子。嗣立。改元康熙。削平三藩。平定臺灣。統一中國。在位凡六十年。

世宗名胤禛。聖祖第四子。嗣立。改元雍正。在位凡十三年。

高宗名弘曆。世宗第四子。嗣立。改元乾隆。傳位於仁宗。自爲太上皇。又四年崩。在位凡六十年。

仁宗名顥琰。高宗第十五子。嗣立。改元嘉慶。在位凡二十五年。

宣宗名旻寧。仁宗第二子。嗣立。改元道光。在位凡三十年。

文宗名奕詝。宣宗第四子。嗣立。改元咸豐。在位凡十一年。

穆宗名載淳。文宗長子。嗣立。改元同治。在位凡十三年。

德宗名載湉。文宗弟醇親王奕譞之子。穆宗無嗣。立之。改元光緒。在位凡三十四年。

宣統帝名溥儀。德宗弟醇親王載灃之子。德宗無嗣。立之。改元宣統。武昌革命軍起。乃

退位。在位凡三年。清亡。

清帝系表

(一) 太祖——(二) 太宗——(三) 世祖——(四) 聖祖——(五) 世宗——(六) 高宗——

(七) 仁宗——(八) 宣宗——(九) 文宗——(十) 穆宗——

醇王奕譞——(十二) 德宗

醇王載灃——(十二) 宣統帝

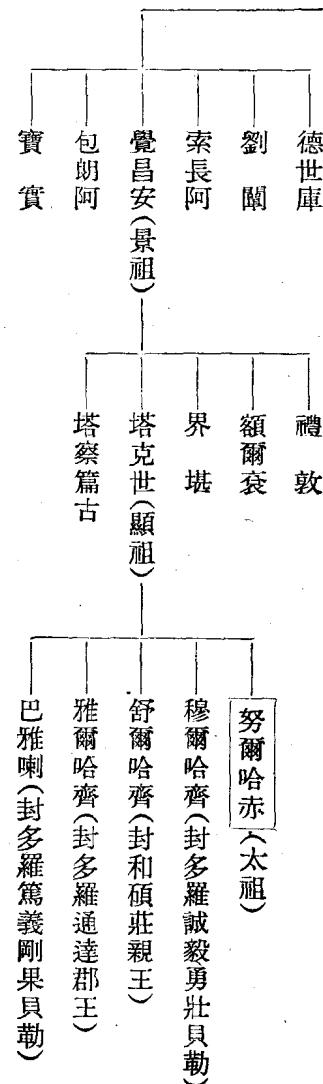
按清之建國。自努爾哈赤始。故以之爲第一世。至其先世系。特就太祖實錄所載。表列於左。

布庫里雍順(始祖)……范察……都督孟特穆(肇祖)——

充善——妥羅

褚晏——妥義謨

錫寶齊篇古——都督福滿(興祖)——



(一)順治之始基

(1)制度之粗定

順治之初。一切制度。若官制。地理。盡襲明舊。甚至遵用大明會典。稱爲祖訓。援引舊制。舊例爲行政標準。

(甲)沿用明制

順治元年甲申一六四四年六月戊午初一日大學士馮銓、洪承疇啓言。……按明時舊例。凡內外文武官民條奏。併各部院覆奏本章。皆下六部票擬。已經批紅者。仍由內閣分下六科抄發各部院。所以防微杜漸。意至深遠。以後

用人行政要務。乞發內院票擬。奏請裁定。攝政和碩睿親王是其言。（清世祖實錄卷五）

甲戌。十八日順天巡按柳寅東啓言。……宜速定律令頒示中外。……攝政和碩睿親王報曰。經綸方始。治理需人。凡歸順官員不必苛求。此後官吏犯贓。審實立行處斬。鞭責似覺過寬。自後問刑准依明律。（清世祖實錄

卷五）

乙酉。二十日令內外各衙門印信俱並鑄滿漢字樣。（清世祖實錄卷五）

七月己亥。十四日山東巡按朱朗鑠啓言。……頃聞新補監司三人。俱關東舊臣。若不加冠服以臨民。恐人心驚駭。誤以文德興教之官。疑爲統兵征戰之將。乞諭三臣。各製本品紗帽圓領。臨民理事。攝政和碩睿親王諭目下急勦逆賊。兵務方殷。衣冠禮樂未遑制定。近簡用各官。姑依明式。速製本品冠服。以便蒞事。其尋常出入。仍遵國家舊例。（清世祖實錄卷六）

八月己巳。十四日定在京文武官員支給俸祿柴直。仍照故明舊例。（清世祖實錄卷七）

十一月乙酉朔。初一大學士馮銓等奏言。翰林院明初原定爲正三品衙門。後因詹事府有翰林三品、四品官。遂改爲五品。……再察翰林原額雖止二十員。然明朝因職務殷繁。又爲儲才之地。將來備內閣、宗伯、少宰之選。故用人多至三四十員不等。會典開載。以爲無定員。正爲此也。……得旨。翰林院著爲正三品衙門。詹事府並尙寶司衙門。俱著裁去。（清世祖實錄卷一一）

順治二年乙酉。一六年五月十二月癸卯。二十一年江南道御史楊四重奏言。一代之興必有一代之制。今皇上大統既

集。而一切諸務尙仍明舊。不聞有創制立法見諸施行者。恐非所以答天下仰望之心也。請亟敕臣工。討論故實。求其至當。定爲畫一之規。永矢不刊之典。(清世祖實錄卷二二)

(乙) 定律例

順治三年所定大清律。止易明爲清而已。內容全仍其舊。

順治元年甲申一六四 六月甲戌一八四 順天巡按柳寅東啓言。……鼎革以來。政教未敷。……宜速定律令。頒示中外。……攝政和碩睿親王報曰。……自後問刑。准依明律。(清世祖實錄卷五)

八月丙辰朔初一 刑科給事中孫襄條陳刑法四事。一曰定刑書。……今法司所遵。乃故明律令。就中科條煩簡。情法輕重。當稽往憲。合時宜。斟酌損益。刊定成書。佈告中外。俾知畫一遵守。……攝政和碩睿親王諭令法司官。會同廷臣詳譯明律。參酌時宜。集議允當。以便裁定成書。頒行天下。(清世祖實錄卷七)

順治二年乙酉一六四 二月己未一八四 刑科都給事中李士焜奏言。……今者律例未定。止有杖決二法。重者畸重。輕者畸輕。請敕部臣蚤定律法。……分別杖、流、絞、斬之例。……得旨。修律官參酌滿漢條例。分別輕重差等。彙成一編進覽。(清世祖實錄卷一四)

五月戊子。初七 福建道試監察御史姜金允奏言。……我朝刑書未備。止用鞭辟。臣以小民無知犯法。情有大小。則罪有重輕。斬之下有絞、徒、流、笞、杖。不忍盡死人於法也。斬有立決。復有秋決。於緩死中寓矜全也。故歷朝有大理覆奏。有朝審、熱審。又有臨時停刑。蓋死者不可復生。恆當慎之。今修律之旨久下。未卽頒行。非所以大

國皇仁也。請敕部速行定律。以垂永久。得旨。著作速彙輯進覽。以便裁定頒行。其覆奏、朝審、熱審、停刑各款。著三法司一并詳察舊例具奏。（清世祖實錄卷一六）

己亥。^{十八日}刑科給事中孫襄奏言。……修律屢奉綸音。諸臣或以開創之始。未免過於鄭重。而不知此非所以創爲者。但取清律、明律。訂其同異。刪其冗繁。……似無事過爲紛更。疏入。得旨。……所奏是。刑部知道。（清世

祖實錄卷一六）

順治四年丁亥。^{一六四七年}三月乙丑。^{四十}大清律成。命頒行中外。（清世祖實錄卷三二）

我朝自太祖、太宗肇造區夏。維時俗淳刑簡。所著爲令。鞭朴斬決而已。世祖章皇帝除暴誅殘。混一中外。舉舊章而修明之。特命儒臣纂輯大清律例。頒行天下。於是斬、絞、徒、流、笞、杖之條具。而朝審、秋審、熱審之制詳。酌相沿之制。成維新之典。（皇朝文獻通考卷一九五刑考一）

世祖御製序文曰。朕惟太祖、太宗創業東方。民淳法簡。大辟之外。惟有鞭笞。朕仰荷天庥。撫臨中夏。人民既衆。情僞多端。每遇奏讞。輕重出入。頗煩擬議。律例未定。有司無所稟承。爰敕法司官廣集廷議。詳譯明律。參以國制。增損劑量。期於平允。書成奏進。朕再三覆閱。仍命內院諸臣校訂妥確。乃允刊布。名曰大清律集解附例。爾內外有司官吏。敬此成憲。勿得任意低昂。……子孫臣民。其世世守之。（清史稿刑法志一）

大清律。卽大明律改名也。雖剛林奏定。實出胥吏手。如內云。依大誥減等。蓋明初頒大誥。各布政司刊行。犯者呈大誥一本服罪。故減一等。其後不復納。但引大誥。溺其旨矣。今清朝未嘗作大誥。輒引之。何也。（談遷北游